

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 年次報告書 令和3年度版

(令和2年度に実施した取り組みの報告)



令和3年4月1日 茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言 表明式

令和4年3月
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言

私たちのまち茅ヶ崎・寒川は、みどりと大河、そして海に抱かれ、人々の生活と文化が育まれています。

しかし、近年、猛暑や大型台風、度重なる豪雨にさいなまれ、まさに今、気候変動の脅威に直面しています。

世界では、この要因である二酸化炭素の排出量を削減し、産業革命前と比較して、平均気温の上昇を、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力をする目標が掲げられました。

この目標を達成するためには、世界全体で、あらゆるステークホルダーが対応策を講じ、継続的に進めることが必要です。

この非常事態に際し、茅ヶ崎市と寒川町は、住民や事業者、団体と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組みます。

1. あらゆる対応策を講じ、2050年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組みます。

2021年4月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 寒川町長 木村俊雄

表紙:

近年、地球温暖化に起因する大型の台風や集中豪雨が頻発し、私たちの日常生活や経済活動に多大な影響を与えています。今、気候が非常事態であることを、市民・事業者・団体の皆様と行政が共有し、気候変動対策に一丸となって取り組んでいくため、令和3年4月1日に茅ヶ崎市、寒川町の両首長が「気候非常事態宣言」を共同で表明しました。

また、今回、茅ヶ崎市と寒川町が本宣言を共同で表明することにより、これまで進めてきた市域での取り組みに加え、市域の枠を超えた効果が期待できます。今後は両市町がこれまで以上に連携しながら、本宣言に掲げた目標の実現を目指していきます。

はじめに

地球温暖化に起因する気候変動による影響は世界中に広がっており、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、感染症の拡大、生物種の絶滅など、気候変動と関連すると思われる事象が発生し、地球環境は危機に直面しています。また、令和元年 12 月末頃に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に感染が拡大し、市民生活や企業の経済活動に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、気候変動問題に関しては、『パリ協定』で掲げられた長期目標「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」を受け、世界各国の地球温暖化対策は、これまでの「低炭素化」から「脱炭素化」へシフトし始めています。また、国内に目を向けますと、令和 2 年 10 月に国は 2050 年までに「温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す宣言を行いました。このような状況を踏まえ、令和 3 年 4 月には、本市と寒川町は共同で「気候非常事態宣言」を表明しました。この宣言に掲げた「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すためには、私たち一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」として考え、行動に移すことが重要となります。一方で顕在化してきた気候変動影響の影響に備えて「適応」していく必要もあります。

今後も、地球温暖化による気候変動を最小限に抑え、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくため、地球温暖化対策の推進に努めてまいりますので、引き続き市民、事業者の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

本書は、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画に基づき令和2年度に実施した各施策の取り組み状況をまとめ、専門的な見地からの御意見をいただくため、茅ヶ崎市環境審議会に諮問いたしました。

本書の巻末には、茅ヶ崎市環境審議会からいただいた答申を添付しています。この答申は、茅ヶ崎市環境審議会委員の皆様にご尽力いただき、短期間に審議を重ねまとめていただいたものです。答申の内容はしっかりと受け止め、今後の施策に反映させるよう努めてまいります。

最後に、この報告書の作成にあたり、茅ヶ崎市環境審議会委員の皆様をはじめ、多くの市民・事業者の方々から貴重な御意見をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

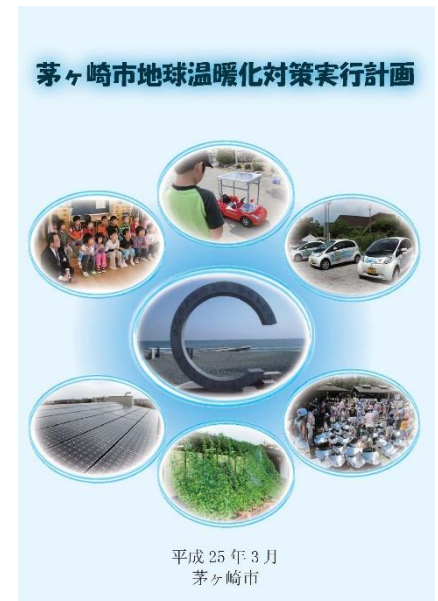
茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画について

平成 20 年 6 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法といいます。)」により、これまで一事業者として地球温暖化防止に向けて実行してきた地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する内容に区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画の策定が義務づけられました。

これを受けて茅ヶ崎市では、それまでに実行してきた「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」それぞれの目標達成に向けた施策・対策の進捗状況を踏まえた上で、これらの計画を統合することにより、本市が取り組む地球温暖化対策を網羅的かつ体系的に整理し、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画(以下、実行計画といいます。)」を平成 25 年 3 月に策定いたしました。

この計画は茅ヶ崎市全体としての温暖化対策をまとめた「茅ヶ崎市全体の取り組み(以下、区域施策編といいます。)」と一事業者としての取り組みをまとめた「茅ヶ崎市行政の取り組み(以下、事務事業編といいます。)」の大きく分けて 2 部構成になっています。



本書について

実行計画では、温室効果ガスの削減目標の達成状況を毎年公表するとともに、優先的に取り組む施策で示した進捗管理指標の達成状況もあわせて公表することとしており、本書はこれらの内容を評価し、とりまとめたものを公表するものです。

本書は、実行計画に合わせて区域施策編と事務事業編の 2 部構成とし、区域施策編では、茅ヶ崎市域における温室効果ガス削減目標の達成状況や、優先的に取り組む施策で示した進捗管理指標の達成状況について、事務事業編では一事業者としての茅ヶ崎市における温室効果ガス削減目標の達成状況や、各施策の取り組み状況についてまとめています。また、巻末には各施策の取り組み状況に対して茅ヶ崎市環境審議会(注)からいただいた評価を答申としてお示ししています。

なお、本書において、温室効果ガス排出量を算定するために必要な各種統計数値の公表時期の関係から、温室効果ガス排出量について、区域施策編では令和元年度の暫定値を、事務事業編では令和 2 年度の確定値を報告しています。

(注)茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会は令和 2 年 7 月より、茅ヶ崎市環境審議会へ統合しました。

令和 2 年度から実施する評価については、茅ヶ崎市環境審議会が行います。

目 次

1 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)	
(1) 温室効果ガスの削減目標	4
(2) 温室効果ガス排出状況(排出係数固定版)	4
(3) 施策体系図	8
(4) 優先的に取り組む施策の評価	10
凡例	11
【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう!ちがさき省エネエコライフ】	
ア 令和2年度の施策の実施状況	14
イ 優先的に取り組む施策Ⅰに対する環境審議会指摘事項	20
【優先的に取り組む施策Ⅱ:進めよう!事業活動における地球温暖化対策】	
ア 令和2年度の施策の実施状況	21
イ 優先的に取り組む施策Ⅱに対する環境審議会指摘事項	24
【優先的に取り組む施策Ⅲ:協力しよう!地域で取り組む地球温暖化対策】	
ア 令和2年度の施策の実施状況	25
イ 優先的に取り組む施策Ⅲに対する環境審議会指摘事項	30
(5) その他施策の実施状況について	31
ア 令和2年度の施策の実施状況	31
イ その他施策の実施状況に対する環境審議会指摘事項	36
2 茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)	
(1) 温室効果ガスの削減目標	37
(2) 温室効果ガス排出状況	37
(3) 取り組み体系図	39
(4) 各取り組みの実施状況について	40
ア 令和2年度の取り組みの実施状況	40
イ 茅ヶ崎市行政の取り組みに対する環境審議会指摘事項	42
3 資料編	
(1) データ集	43
(2) 用語集	55
4 茅ヶ崎市環境審議会答申	59

文中で(※)がついている語句については、用語集に説明を記載しています。

1 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)

(1) 温室効果ガスの削減目標

■計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)の計画期間は、平成25年度から令和2年度までの8年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標
平成2年度 (1990年度)	令和2年度 (2020年度)	平成2年度(1990年度)比 20%削減
対象とする温室効果ガス		二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF ₆)

(2) 温室効果ガス排出状況(排出係数固定版)

単位:千t-CO₂

部門	平成2年度 (基準年度)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (最新年度)	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,072	1,021	1,056	950	933	1,188	1,299	1,175	1,188	-
民生業務	145	226	224	221	205	218	225	180	182	183	-
民生家庭	176	219	215	202	202	192	199	188	189	199	-
運輸	161	178	177	177	178	179	180	181	184	186	-
その他	36	54	47	55	61	61	66	74	75	70	-
合計	1,866	1,749	1,685	1,711	1,596	1,584	1,859	1,922	1,804	1,827	1,492

*四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合があります。

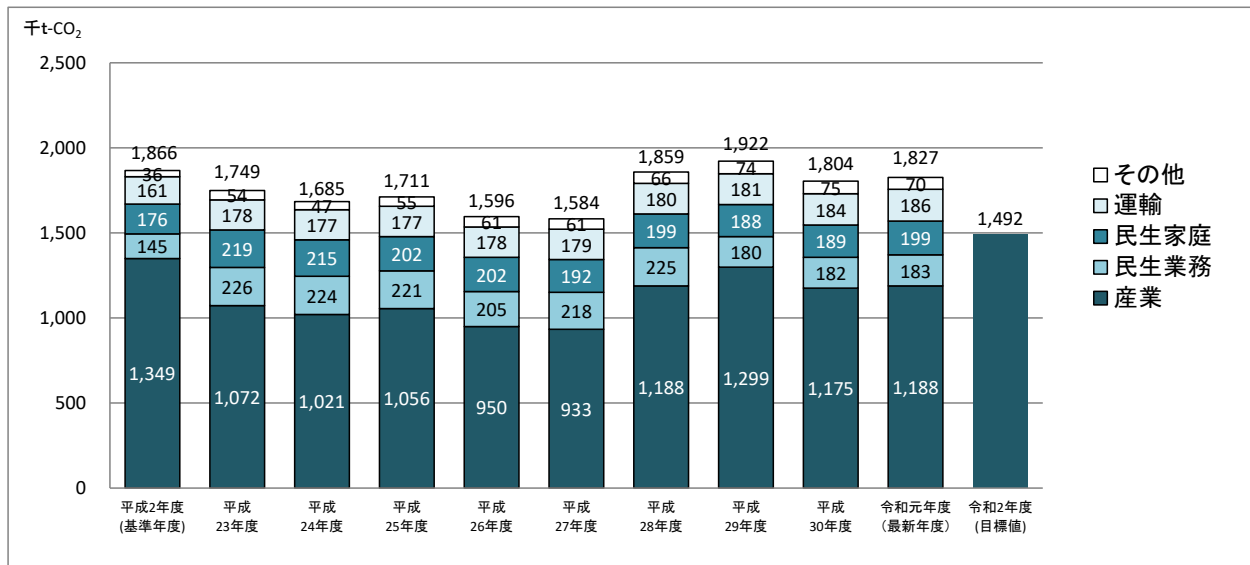
*その他には、廃棄物由来のCO₂やCH₄、N₂O及びHFCが含まれます。

*平成30年度の数値は確定値、令和元年度の数値は暫定値です。

*電気の排出係数は、平成2年度(基準年度)は0.382kg-CO₂/kWhを使用しています。

また、平成21年度以降は0.384kg-CO₂/kWhで固定した値を使用しています。

*電気以外のエネルギー使用に係る排出係数は、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 資料2ページの表1に記載しています。



区域施策編における温室効果ガス排出状況のグラフ(排出係数固定版)

■令和元年度の排出状況

・都道府県別エネルギー消費統計等の各種統計データに基づき推計した市域の温室効果ガス総排出量は、基準年度比で約2.1%の減少となり、前年度比で約1.3%の増加となりました。各部門別の温室効果ガス排出量の増加割合と統計データから考えられる増加要因は次のとおりです。なお、増加要因については、その年の気温や景気の変動による影響も考えられます。

【産業部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約11.9%の減少、前年度比で約1.1%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、他業種・中小製造業の製造品出荷額が前年度より約12.8%増加したことが考えられます。

【民生業務部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約26.2%の増加、前年度比で約0.5%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、電力消費量が前年度より4.1%増加していることが考えられます。

【民生家庭部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約13.1%の増加、前年度比で約5.3%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、前年度より約1,100世帯が増加していることが考えられます。

【運輸部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比で約15.5%の増加、前年度比で約1.1%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、車両登録台数が前年度より約1,000台増加していることが考えられます。

市域の温室効果ガス排出量の算定方法について

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス排出量の推計では、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を使用していたが、計画期間中にデータの推計方法、業種分類及び集計対象範囲等が大幅に変更されました。また、電力・ガス自由化により正確な消費データの取得が困難になったこと、電気の排出係数を固定で推計した温室効果ガス排出量が実態からかい離していたこと、排出係数が低い電気を選択する対策の効果が反映されないといった課題がありました。

令和3年に策定した茅ヶ崎市環境基本計画では、上記の課題や国の地球温暖化対策の方針を反映し、計画を適切に進行管理するため、温室効果ガス排出量の推計方法を見直しを行い、過去に遡って算出し直しました(資料編54ページ参照)。なお、新たな温室効果ガス排出量の推計方法については、茅ヶ崎市環境基本計画の資料編46ページに記載しています。

【参考1】温室効果ガス排出状況(排出係数変動版)

温室効果ガスの排出量推計に使用する電気の排出係数は毎年変動するため、係数をそのまま引用すると、エネルギー消費の観点(省エネ行動の効果など)から見た排出量の増減の把握が困難となるため、本計画では削減目標に対する評価については、計画策定時から継続引用した排出係数に基づいて行うこととしておりますが、参考として変動する電気の排出係数を引用した推計値を以下に記載します。

単位：千t-CO₂

部門	平成2年度 (基準年度)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (最新年度)	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,101	1,071	1,101	983	967	1,219	1,328	1,200	1,216	-
民生業務	145	257	281	274	246	260	265	212	210	216	-
民生家庭	176	245	262	245	237	224	230	212	212	225	-
運輸	161	178	178	178	179	179	181	182	185	187	-
その他	36	54	47	54	61	61	66	74	75	70	-
合計	1,866	1,836	1,839	1,852	1,706	1,692	1,961	2,008	1,882	1,912	1,492

*四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合があります。

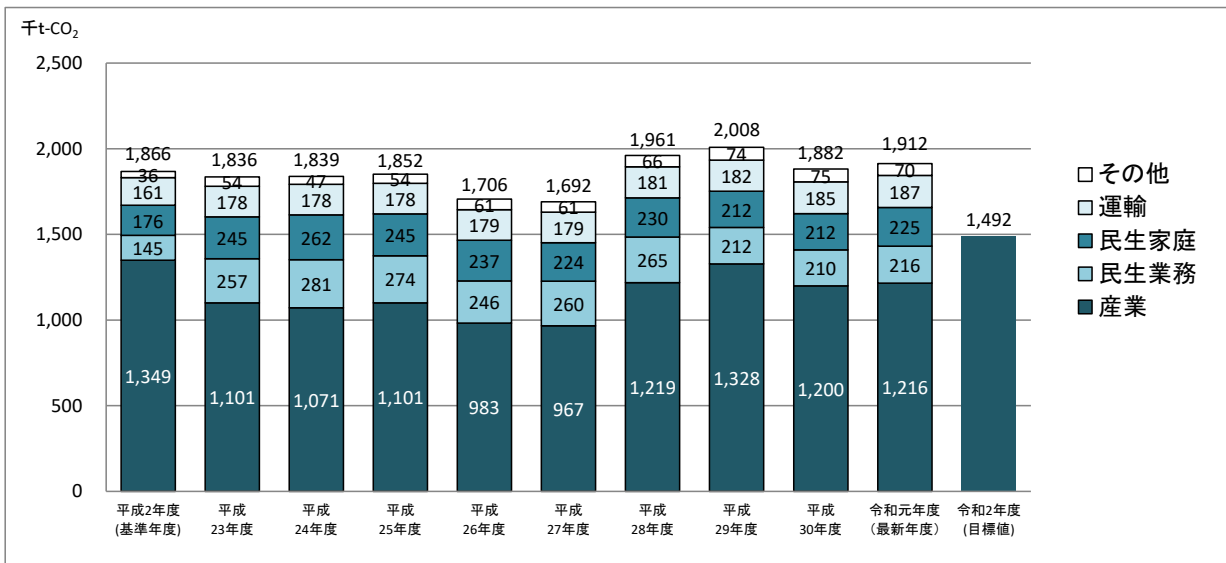
*その他には、廃棄物由来のCO₂やCH₄、N₂O及びHFCが含まれます。

*平成30年度の数値は確定値、令和元年度の数値は暫定値です。

*電気の排出係数について、令和元年度は0.457kg-CO₂/kWhを使用しています。

平成30年度以前の排出係数については、資料編43ページ表1をご参照ください。

*電気以外のエネルギー使用に係る排出係数は、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 資料2ページの表1に記載しています。



区域施策編における温室効果ガス排出状況のグラフ(排出係数変動版)

【参考2】市域の温室効果ガス排出量の修正について

本市では温対法に基づき、毎年の温室効果ガス排出量を算出し年次報告書において公表しています。区域施策編における市域の温室効果ガス排出量については、毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を主に用いて算出しています。しかし、平成28年12月の公表分から統計データの精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成2年度から平成25年度までのデータが変更されたことを受け、本市ではこれまでに年次報告書で公表してきた各年度の温室効果ガス排出量を再計算し、平成28年度から以下のとおり修正することとしました。

なお、この変更にあたって本計画の目標として掲げている目標年度、基準年度及び削減率(令和2年度において平成2年度比20%削減)は変更しておらず、本計画における温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた各施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

また、事務事業編における温室効果ガス排出量については、算出にあたり「都道府県別エネルギー消費統計」のデータを用いていないため、変更はありません。

【修正前の温室効果ガス排出量】

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)

単位:千t-CO₂

部門	平成 2年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	基準年度比	令和2年度 (目標値)
産業	942	696	606	621	562	530	-43.8%	-
民生業務	149	228	241	234	264	277	85.8%	-
民生家庭	169	232	233	224	233	216	27.9%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	9.9%	-
その他	36	46	45	54	47	54	50.1%	-
合計	1,456	1,382	1,302	1,311	1,283	1,254	-13.9%	1,165

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

※平成21年度以降、基礎(実排出)係数(※)0.384kg-CO₂/kWhを使用し算定した。

【修正後の温室効果ガス排出量】

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)

単位:千t-CO₂

部門	平成 2年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	基準年度比	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,226	1,054	1,072	1,021	1,056	-21.7%	-
民生業務	145	248	227	226	224	221	52.4%	-
民生家庭	176	238	231	219	215	202	14.8%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	9.9%	-
その他	36	46	45	54	47	55	52.8%	-
合計	1,866	1,937	1,734	1,749	1,685	1,711	-8.3%	1,492

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

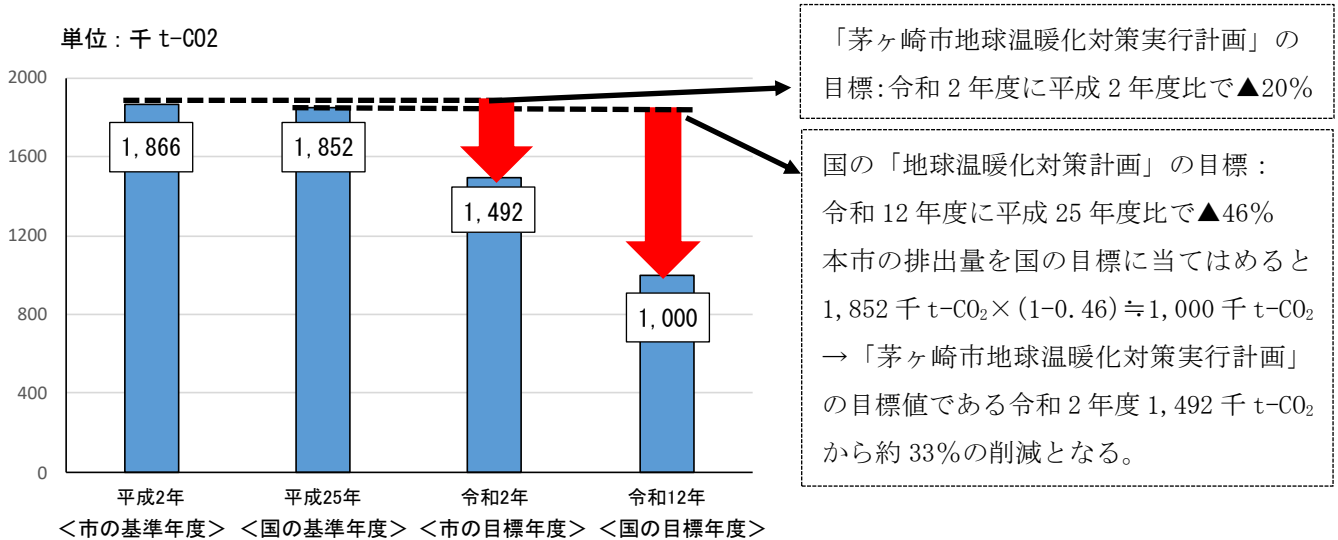
※平成21年度以降、基礎(実排出)係数(※)0.384kg-CO₂/kWhを使用し算定した。

【参考3】 国の温室効果ガスの削減目標に対する本市の目標の考え方について

温暖化対策の国際枠組みである『パリ協定』で掲げられた長期目標「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」を受け、世界各国の地球温暖化対策は、これまでの「低炭素化」から「脱炭素化」へシフトし始めています。

令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。この目標を実現に向け、環境省では平成28年に策定した「地球温暖化対策計画」を5年ぶりに改訂し、新たな令和12年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

本市においては、平成25年に策定した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」では、市域の温室効果ガス排出量を「令和2年度において、平成2年度比20%削減」することを目標とし、その達成に向け各施策を進めてきました。国の改訂された「地球温暖化対策計画」の目標に当てはめ、市の令和12年度の目標を推計すると、下のグラフのとおり結果となります。



「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の目標値」と「国の目標値」との関係（排出係数変動版を用いて算出）

令和3年以降の削減目標について、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を統合した新たな「茅ヶ崎市環境基本計画」では、国の地球温暖化対策計画の改訂前の削減目標と整合を図り、市域の温室効果ガス排出量を「令和12年度において、平成25年度比26%削減」することを目標としています。また、令和3年4月には、寒川町と共同で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明」しており、この目標を達成するためには、今後も市民・事業者・行政の取り組みを進めていくことが必要です。国の46%削減目標と市の削減目標の整合については、令和7年度の間中評価時において、社会情勢等を踏まえ、削減目標値の再検討を行うこととしていますが、年次報告書では、国の目標も参考に記載していきます。

■令和2年度の目標達成にむけた温室効果ガス排出状況の現状

本市の令和元年度の基礎排出係数（実排出係数）を用いた温室効果ガス排出量は、約183万 t-CO₂（本書4ページ参照）であり、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年度の目標達成は厳しい状況です。しかしながら、少しでも目標に近づくよう本市としては、引き続き温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

■温室効果ガス排出量の算定方法の見直しについて

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画では、電気の排出係数について、市民・事業者・行政の省エネ行動等による温室効果ガス削減効果を分析・評価するため、固定した排出係数を使用してきましたが、国の46%削減目標の最大の方針である再生可能エネルギー導入による削減効果が反映できませんでした。そのため、「茅ヶ崎市環境基本計画」では再生可能エネルギーの導入による削減効果を反映できる変動の排出係数を用いて温室効果ガス排出量の算定を行っています。

なお、今後の省エネ行動による温室効果ガス削減効果については、電気の排出係数に影響を受けないエネルギー消費量や市民・事業者へのアンケート調査を活用し、把握していきます。

(3) 施策体系図



施策の分類

- ①省エネエコライフの促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの選択促進
- ③省エネルギー機器の利用・導入促進
- ④省エネリフォームの促進

- ①事業活動での環境配慮の促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの提供促進
- ③省エネルギー機器の導入促進
- ④環境に配慮した農業・漁業の促進
- ⑤建築物・設備の省エネ性能の改善促進

- ①太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援
- ②太陽光発電設備普及のための仕組みの構築

- ①その他再生可能エネルギーの導入推進の検討

- ①エネルギーの面的利用の推進
- ②市民・利用者に使いやすい交通システムの推進
- ③自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の低減
- ④自転車利用促進
- ⑤エコカーの導入促進

- ①みどりの保全
- ②みどりの再生・創出

- ①ヒートアイランド対策の推進

- ①リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進
- ②リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進
- ③リユース（繰り返し使う）の推進
- ④リサイクル（資源として再生利用する）の推進
- ⑤ごみの減量や分別に関する情報提供

- ①事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ①省エネルギー・地球温暖化防止に関する普及啓発システムの構築・利用
- ②省エネルギー・地球温暖化防止に関する継続的な実態調査の実施
- ③環境に関するイベント・講座の実施
- ④環境教育の実施

- ①市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

※数字は施策の方針を、○数字は施策の分類を表しています。

優先的に取り組む施策Ⅰ

取り組んでみよう！
ちがさき省エネライフ

- I-1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I-2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I-3 省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ

進めよう！
事業活動における
地球温暖化対策

- II-1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II-2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II-3 エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ

協力しよう！
地域で取り組む
地球温暖化対策

- III-1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III-2 電気自動車の導入推進
- III-3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

(4) 優先的に取り組む施策の評価

優先的に取り組む施策とは

地球温暖化対策に関する施策は多種多様で数も多く、分野も多岐にわたることから、全ての施策を同時に実施していくことは困難です。そこで実行計画では、着実に温室効果ガスの削減目標の達成を目指すため、施策の中から「優先的に取り組む施策」を選定し、推進することとしています。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

- I-1: 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I-2: 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I-3: 省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

- II-1: 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II-2: 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II-3: エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

- III-1: 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III-2: 電気自動車の導入推進
- III-3: 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

優先的に取り組む施策の評価方法

各施策担当課は、具体的な取り組み内容を設定し実行します。その後、前年度の取り組み状況について、優先的に取り組む施策の取り組み施策・対策ごとに評価を行い、今後の取り組みの検討を行います。

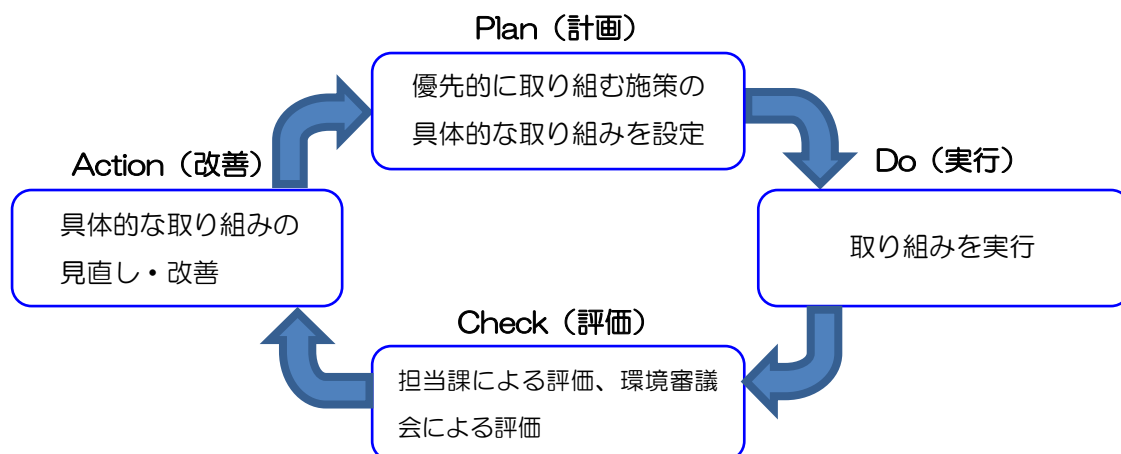
茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会(※)では、各施策担当課の評価に対して、優先的に取り組む施策ごとに評価します。

各施策担当課では、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による評価結果を踏まえ次年度以降の取り組み内容の見直し・改善を行います(注)。

このような Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)のPDCAサイクルの手法を繰り返すことによって、優先的に取り組む施策を継続的に改善していきます。

(注)茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会は令和2年7月に茅ヶ崎市環境審議会へ統合しました。

令和2年度から実施する評価については、茅ヶ崎市環境審議会が行っています。



▲ 評価方法のイメージ

凡例 (令和2年度の優先的に取り組む施策の実施状況)

【優先的に取り組む施策 I : ○○○○○○】

優先的に取り組む
施策の名称

I-1: △△△△△△

取り組む施策・対策

施策の概要(どのようなことに取り組む施策か)を記載しています。

■ 施策の概要

--

施策ごとの進捗管理指標・目標・具体的取り組み内容・実施スケジュールを記載しています。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール (年度)
				2

令和元年度までの主な取り組みと課題を記載しています。

■ 令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	
課題	

それぞれの具体的施策について、令和2年度の目標及び取り組み内容を記載しています。

■ 令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課

「A～E」および「-」(評価不能)の6段階で評価しています。

■ 成果・課題と評価

成果	評価
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

実施した取り組みの成果や予定以上に実施できた取り組みなどを記載しています。

実施できていない取り組みや改善を要する取り組みについて理由や内容などを記載しています。

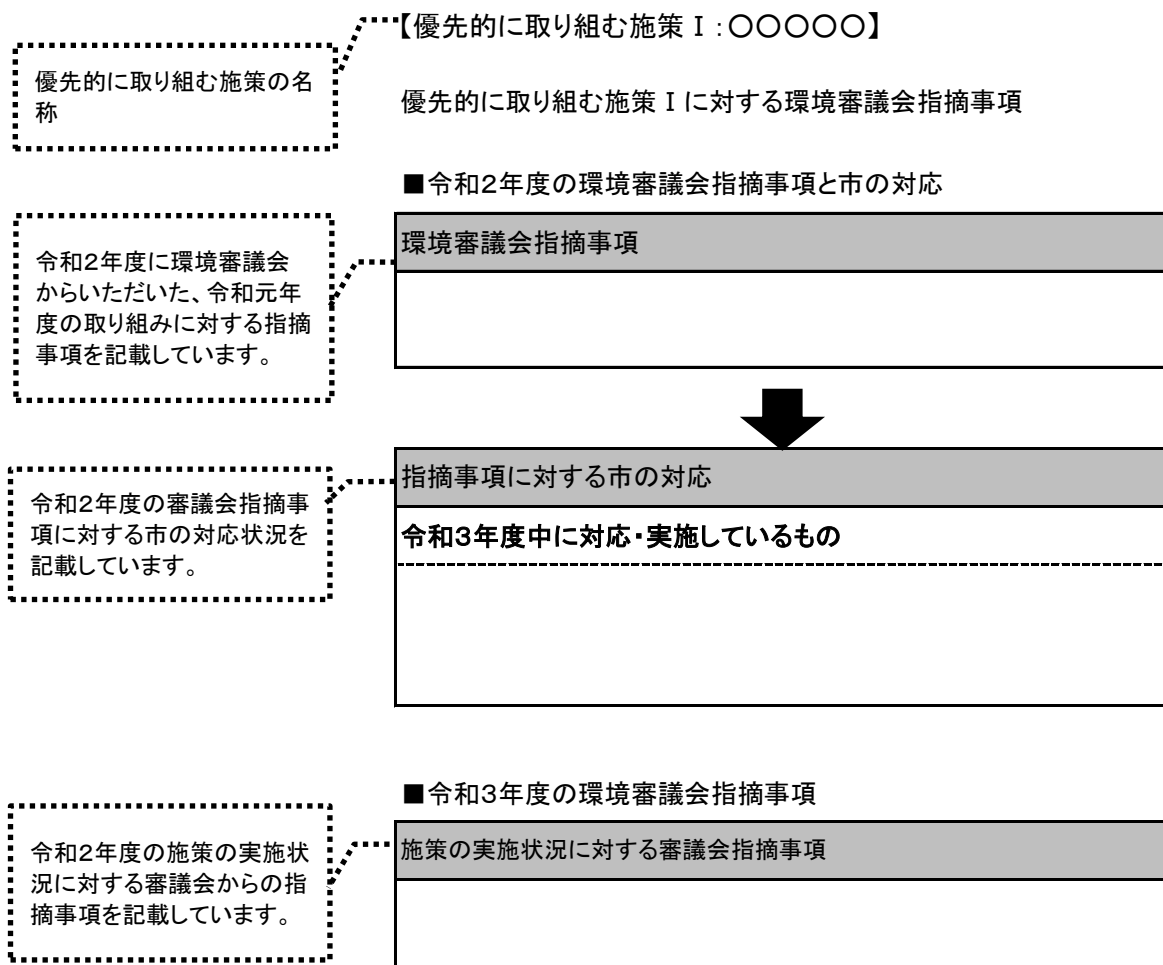
■ 今後の取り組み

成果や課題から導いた今後の取り組みを記載しています。

施策	取り組み内容	担当課

・区域施策編の各取り組みで記載している電気の使用に伴うCO₂排出量の算出にあたっては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料3に記載の係数(0.384kg-CO₂/kWh)を用いて計算しています。

凡例(環境審議会指摘事項)



・区域施策編の各取り組みで記載している電気の使用に伴うCO₂排出量の算出にあたっては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料3に記載の係数(0.384kg-CO₂/kWh)を用いて計算しています。

【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】


ア 令和2年度の施策の実施状況

I-1:日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

・市民が地球温暖化対策に自主的に取り組めるよう、市は家庭で取り組める省エネ対策例や実際に家庭で取り組んだ対策の効果を公表したり、講座やイベントを開催します。
 ・地球温暖化対策に関する情報をまとめたポータルサイト「ちがさきエコネット(※)」を作成し、情報発信するとともに、「ちがさきエコファミリー(※)」登録者による情報提供ページを設置します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
ちがさきエコネットの導入	ちがさきエコネットの構築・運用開始	運用開始(27年度)	ちがさきエコネットの運用・改善	
ちがさきエコファミリー制度の導入	ちがさきエコファミリー制度の構築・運用開始	運用開始(27年度)	ちがさきエコファミリー制度の運用・改善	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・目標どおり、平成27年4月からのサイト運用を開始することができました。 ・「省エネコンテスト」「省エネ活動展」及び環境政策課で行ったイベントや講演会において、「ちがさきエコネット」を通じた情報発信を行いました。 ・「ちがさきエコファミリー」への参加者の増加を目指し、「ちがさきエコネット」での「みどりのカーテン(※)用ゴーヤ苗配布事業」の実施や広報紙等での制度周知を図った結果、令和元年度末の参加世帯数は534世帯となりました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさきエコファミリー」の新規登録者の増加につながる新たな取り組みを検討する必要があります。 ・「ちがさきエコネット」に登録して終わりではなく継続的に利用していただくため、運用状況を分析し、コンテンツの改善について検討していく必要があります。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
ちがさきエコネットの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業者である認定NPO法人湘南ふじさわシニアネットと協議を重ね、利用者の利便性の向上を図るべく、既存のコンテンツの運用を見直すとともに、新規のコンテンツである「職員ブログ」及び「SDGsキッズクイズ」を開始しました。 ・「ちがさきエコネット」の周知活動として、広報紙、タウンニュースに紹介記事を掲載しました。また、市ホームページのメール配信サービス登録者や市ツイッターには、定期的に「ちがさきエコネット」のイベント紹介の情報発信を行いました。 ・「環境活動パネル展」及び「COOL CHOICE展」等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応したイベントにおいて、「ちがさきエコネット」の周知やチラシの配布等を行いました。 	環境政策課
ちがさきエコファミリー制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境活動パネル展」及び「COOL CHOICE展」では、「ちがさきエコファミリー」制度の紹介や「環境家計簿(※)」の入力方法などを紹介しました。 ・建物の表面温度の上昇を抑制する「みどりのカーテン用ゴーヤ苗配布事業」を実施しました。エコファミリー152世帯に3株ずつ、エコファミリーに登録のない方62世帯には、2株ずつ配布し、「ちがさきエコネット」の活用を勧めました。さらに夏には「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」を実施しました。 ・その他様々な媒体で「ちがさきエコファミリー」制度の周知を行いました。 	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<ul style="list-style-type: none"> 各種媒体を活用した広報やイベントとの連動を図ることにより、参加世帯数を534世帯(令和元年度末)から、596世帯(令和2年度末)まで増やすことができました。 自宅の「みどりのカーテン」の写真をエコネットに投稿する「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」は、12世帯から写真とともに、出来栄えや工夫、効果などに関するエコアイデアやコメントが投稿され、「エコファミリー」同士の情報交換が図られました。 	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
<ul style="list-style-type: none"> 新規加入者の増加だけでなく、既に登録している「ちがさきエコファミリー」の方が継続的にサイトを利用したくなるよう、お得情報などの掲載により、利用者にとってより魅力のあるコンテンツの充実を図る必要があります。 「ちがさきエコネット」からの情報発信だけに留まらず、「エコファミリー」同士の交流や情報交換を図るために「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」や「私のエコアイデア」のような、利用者にとって負担感が薄く参加しやすい双方向型のイベントやコンテンツを充実させていくことが必要です。 	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
ちがさきエコネットの導入	<ul style="list-style-type: none"> 「エコファミリー」・「エコ事業者」への加入を促進するため、新しいコンテンツの追加や加入特典など、魅力あるサイトの運営を検討していきます。 持続可能な「ちがさきエコネット」の運営を目指し、サイトにおける広告収入など予算面を課題と捉え、取り組みを進めます。 	環境政策課
ちがさきエコファミリー制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き広く周知を行い新たな「エコファミリー」獲得を目指すとともに、既に参加している「エコファミリー」の満足度を上げるために、コンテンツについても見直しを行っていきます。 	環境政策課

Topic 1

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」

「ちがさきエコネット」は、市民や事業者の皆様と市が一体となって、より一層地球温暖化対策を推進することを目的としたポータルサイトです。市からの一方的な情報提供だけでなく、市民や事業者の皆様が行っている省エネ活動などを紹介したり、それらの情報を相互に共有・交流することができるのが特徴です。

「ちがさきエコネット」は楽しみながら省エネに取り組めるサイトです。また、スマートフォンやタブレット端末からもアクセスできます。ぜひ一度「ちがさきエコネット」をご覧ください。

《<https://chigasaki-econet.jp/>》






【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

I-2:日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

- ・市民の意識や行動の変化を把握し施策を検討するため意識調査を行い、その調査結果を公表します。
- ・「ちがさきエコファミリー(※)」登録者を対象とした減CO₂コンテストなどの実績データをホームページ等で公表します。
- ・省エネナビ(※)やエコワット(※)などの活用により、家庭での電気などのエネルギー使用量の見える化を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査(※)	省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを「実践している」と回答した割合	100% (令和2年度)	意識調査の実施・分析・公表	
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	年度当たり貸し出し延べ回数	延べ120回 (令和2年度)	省エネナビやエコワットの貸し出し及び実績分析	
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	ちがさきエコファミリー登録世帯1人当たりのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合	80%以上 (令和2年度)	ちがさきエコファミリー登録者のエネルギー使用量の把握・分析・公表	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為に抽出した2,000人の市民に対し、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を実施し、結果を分析し、市ホームページで公表しています。平成21年度からこれまでの回答数及び「省エネを実践している」と回答した方の割合の推移は資料編43ページ図1のとおりです。 ・令和元年度の省エネナビ、エコワットの貸し出し延べ件数は7件でした。 ・「ちがさきエコファミリー」登録年度に比べて削減が達成できた世帯として、令和元年度は「環境家計簿(※)」に入力した48世帯のうち、54%にあたる26世帯となりました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の結果から、省エネに取り組むのが難しい理由として、若年層・ファミリー層では、家族の生活スタイルの違い、高齢者層では、省エネ効果が分からないといった回答が多い傾向があり、ライフスタイルに合った省エネ行動や分かりやすい省エネ効果を紹介するなどの対策が必要です。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	・継続して無作為に抽出した市民2,000人に対する意識調査を実施しました。調査の結果、回答数は946件、回答率は47.3%となり、省エネの取り組みを実践していると回答した方の割合は58.6%でした(資料編43ページ図1参照)。	環境政策課
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	・新型コロナウイルス感染症対策として、イベントでの「省エネナビ・エコワット」の周知活動はできませんでしたが、広報紙・ホームページで周知しました。 ・省エネナビ及びエコワットの貸出件数は、それぞれ3件及び4件で合計7件でした。	環境政策課
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	・「ちがさきエコネット」の登録状況から令和2年度の1世帯あたりの電気使用量の平均は335kWh/月(令和元年度は315kWh/月)であり、20kWh/月の増加となりました。 ・「ちがさきエコファミリー」登録年度に比べて削減が達成できた世帯は、「環境家計簿」に入力した53世帯のうち、37.7%にあたる20世帯となりました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<p>・市民の省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識や行動、省エネ機器・設備の導入状況等を把握することができました(資料編44ページ図2、46ページ図3参照)。</p> <p>・「ちがさきエコネット」に入力されたデータから、世帯ごとのエネルギー使用量の平均値などデータ分析を進めました。新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が増え、電気使用量が増加している傾向が分かりました。</p>	C
課題	<p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能</p>
<p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により講座、セミナー等が中止となり、例年よりも啓発回数が少なくなっています。また、在宅時間が増えたことから、家庭の電気使用量も増加しています。省エネ行動を実践し、持続させるため、様々な情報発信、啓発活動を工夫しながら、引き続き実施する必要があります。</p>	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	・意識調査の結果を分析し、今後の意識啓発の取り組みの参考とします。	環境政策課
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	・広報紙等、各種媒体を用いて貸し出しの周知活動を行い、家電製品の上手な使い方を啓発します。	環境政策課
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	・「ちがさきエコファミリー」の電気使用量の実績を分析し、省エネの目安としていただくよう結果を公表します。	環境政策課

Topic 2

省エネナビとエコワットの貸し出しを行っています！



市では市民や事業者向けに省エネ測定機器を貸出ししています。
使用電力を「見える化」して節電に取り組みましょう！

★省エネナビは、家庭全体の電気使用量を「今日」「今月」「前日」「前月」「累計」の期間に「電力量(kWh)」「電気料金(円)」「二酸化炭素排出量(kg-CO₂)」の単位で表示します。



★エコワットは、コンセントに差し込み、計測する家電製品につなぐだけで、「電気料金(円)」「使用電力量(kWh)」「使用時間」「二酸化炭素排出量(kg-CO₂)」を表示します。


【優先的に取り組む施策 I :取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

I-3:省エネルギー表彰制度の導入

■施策の概要

・家庭での地球温暖化対策を促進するため、「ちがさきエコネット(※)」参加者の中から特に優れた取り組みを行っている市民及び事業者等に対する表彰制度を運用します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
省エネルギー表彰 制度の導入	制度運用開始時期	運用開始 (27年度)	省エネルギー表彰制度の運 用・改善	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・夏と冬の2回、「ちがさきエコファミリー(※)」を対象とした表彰制度「省エネコンテスト」を実施しました。 ・「エコ事業者(※)」を対象とした表彰に代えて、事業者の取組を広く紹介するため「エコ事業者による省エネ活動展」を平成30年度に実施しました。これは、加入事業者数がまだ多くないことから、その中から表彰事例を出すのではなく、希望する事業者全ての取り組みを広めることで新規加入事業者を増やすことを目的として開催したもので、開催前の13社から15社まで増やすことができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコ事業者の加入」を促すために、サイトの周知方法や加入特典などを検討していく必要があります。 ・「省エネコンテスト」の開催について、参加世帯数の増加を図る必要があります。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー表彰 制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の消費量が増える夏期(7月～9月)及び冬期(12月～2月)の家庭の省エネルギー化を図るため、「夏の省エネコンテスト」「冬の省エネコンテスト」を実施しました。 【夏の省エネコンテスト】 応募世帯:63世帯(電力削減量:2,847kWh、CO₂削減量:1,093kg-CO₂) 【冬の省エネコンテスト】 応募世帯:14世帯(電力削減量:1,619kWh、CO₂削減量:622kg-CO₂) ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)(※)において、環境に配慮した優良な取組を行う指定管理者を表彰する制度である「エコ管理賞」では、省エネルギーなどに取り組んだ3者を表彰しました。 	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策で在宅時間が増える中でも継続して省エネを進め、「省エネコンテスト」には夏と冬で77世帯が参加し、1,715kg-CO₂を削減することができました。 ・平成29年度から実施している「みどりのカーテン(※)写真投稿キャンペーン」について、令和2年度も引き続き実施し、12世帯から投稿がありました。 	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に環境家計簿へ入力、省エネルギーについて意識することを習慣づけてもらえるような仕組みづくりを検討する必要があります。 ・コロナ禍において、直接参加型のイベントの開催が難しい一方、Web媒体を活用した情報発信が注目されています。「エコ事業者」の取り組みについて、幅広く市民・事業者にも周知できる仕組みを検討する必要があります。 	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー表彰制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがさきエコネット」については、「省エネチャレンジ宣言」や「写真投稿キャンペーン」等を引き続き実施し、省エネに取り組む世帯を増やしていくとともに、事業者向けのコンテンツも追加していきます。 ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)における「エコ管理賞」については、さらに省エネが進むよう新たに作成した「省エネ運用マニュアル」を周知し、省エネが推進するよう働きかけるとともに、表彰した取り組みについては、他の施設への水平展開をねらって積極的に周知していきます。 	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

イ 優先的に取り組む施策Ⅰに対する環境審議会指摘事項

■令和2年度の環境審議会指摘事項と市の対応

環境審議会指摘事項

情報発信の取り組みが安定的に行われており、そのために必要な情報伝達が継続的になされている。中でも「ちがさきエコネット」は「職員ブログ(担当者ブログ)」「子ども向け環境学習ページ(環境クイズなど)」等、今年度より新たなコンテンツの充実がみられるのも良い。加えて、登録世帯総数が増加したことも評価する。

一方で、登録世帯数の増加率は低下している。そして、目標と比べると、登録世帯総数は今なお少なく、登録世帯数の増加のためのさらなる対策強化が必要である。また、エコ事業者は16社であり、依然として少ない状況が続いている。本市においては、産業部門で排出されるCO₂排出量が多いが、製造業の登録は2社にとどまっており、抜本的な対策が必要である。

なお、今後は新しい生活様式の普及により、市民の在宅時間が増加することが予想される。そこで、家庭内の省エネ行動が大きく変化することに合わせた、情報発信や取り組み内容の検討も重要となる。たとえば、「広報ちがさき」には毎号二次元バーコードやURLを掲載するなど、閲覧者を増加させる取り組みを検討し、成果につなげてほしい。



指摘事項に対する市の対応

令和3年度中に対応・実施しているもの

・6月の環境月間や夏休みでの図書館での展示において、各種チラシの配布・パネル展示と連動し、「ちがさきエコネット」を周知するほか、高齢者等の幅広い層に見てもらえるよう、広報紙や公共施設等へのポスター掲示など、様々な形で周知を行っていきます。

・教育機関等が活用できるよう「SDGsキッズクイズ」を強化し、子どもが楽しめるクイズページを作成し体験できるようにします。また、気候変動について学べる動画を厳選し、掲載します。

・環境配慮の取り組みのPRや広報活動に活用いただくために、「ちがさきエコネット」にバナー広告欄を設け、エコ事業者に加入していただけるよう新たな取り組みを進め、2社が「エコ事業者」に登録いただきました。引き続き、商工会議所や庁内関係課と連携し、エコ事業者への登録を呼びかけていきます。

■令和3年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

アンケート調査で、省エネを実践していると回答した市民が大幅に増加したことは良かった。また、エコネットのアクセス数が増加していることも評価できる。

しかし、コロナ禍での在宅率上昇がエネルギー使用量を増やす可能性があり、報告書にはその影響の説明が必要である。また、新しい生活様式への変化をふまえ、情報発信の内容・方法をさらに改善してほしい。そして、情報発信方法を多様化し、若年層やファミリー層にも届く適切なツールを用いるべきである。

本項目については、以下の点、改善・議論を求める。①CO₂排出量算出方法が複数ある場合に注釈を付けるなど、報告書表記を工夫する。②エコファミリー数を増やすための仕組みを検討する。③「みどりのカーテン」や「省エネコンテスト」がCO₂削減にどの程度貢献したか数値等で見える化する。④市の取組に参加する人を増やすための啓発を行う。⑤参加者へのインセンティブを検討する。⑥複数の施策をミックスした取組を検討する。

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】


ア 令和2年度の施策の実施状況

Ⅱ-1:事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

- ・「ちがさきエコネット(※)」に事業者向けのページを作成し、温室効果ガス(※)削減効果が高かった省エネ対策事例を紹介します。
- ・事業者が集まるイベントや講習会の開催等の情報提供を行い、事業者間の情報交換を促進します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
ちがさきエコネットの活用による情報提供	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供	情報提供開始(27年度)	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・「エコ事業者(※)」による省エネ活動展」を実施しました。「エコ事業者」によるパネル展示や大学生による事業者インタビューなど、「エコ事業者」が日頃行っている省エネ活動や環境に配慮した事業を多くの方に紹介することができました。
課題	・情報提供の数を増やすため、事業者向けに行う事業の情報を収集していく必要があります。 ・事業者間の情報交換の促進に向け、事業者が自ら「ちがさきエコネット」に省エネや地球温暖化対策に関する情報を提供できる仕組みを検討していく必要があります。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
ちがさきエコネットの活用による情報提供	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの事業者に参加していた「ちがさき環境フェア(※)」は中止になりましたが、「ちがさきエコネット」や「環境活動パネル展」「COOL CHOICE展」を活用して、継続して情報発信に努めました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
「ちがさきエコネット」を活用して、継続して情報を発信し、「環境活動パネル展」「COOL CHOICE展」や商工会議所でのチラシの配架など、様々な機会をとらえて啓発に努めました。	D A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能
課題 ・「エコ事業者」の新規会員の獲得に向け、事業者が求める有益で魅力のあるサイトづくりが求められます。 ・「ちがさき環境フェア」など多くの人数を集めたイベント以外の場で、事業者へ情報発信の機会を提供する仕組みづくりを検討する必要があります。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
ちがさきエコネットの活用による情報提供	・「エコ事業者」の新規会員の獲得へ向け、事業者にとって有益となる新たなコンテンツを検討します。 ・コロナ禍においては従来のような直接参加型のイベントが開催できない状況ですが、他の方法による情報発信の場を事業者へ提供できるよう検討します。	環境政策課


【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

Ⅱ-2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

・事業者に対し、定期的な意識調査を行うとともに、事業活動に伴う温室効果ガス(※)排出量の現状を把握し、その分析結果を公表します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
エコ事業者(※)認定制度の導入、実績データの把握	事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合(エコ事業者認定時比)	80%以上 (令和2年度)	意識調査、結果の分析・公表	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・無作為に抽出した事業者1,000社に対する「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」を継続して実施しました。調査の結果、令和元年度の回答数は304件、回答率は30.4%でした。省エネを実践していると回答した事業者の割合は、61.9%でした。平成21年度からこれまでの回答数及び「省エネを実践している」と回答した方の割合の推移は資料編43ページ図1のとおりです。
課題	・意識調査の結果、環境配慮活動・省エネ活動を進めるにあたり、コスト的な問題が課題となっています。この結果を踏まえ、「ちがさきエコネット」で事業所のできる取り組みを紹介し、周知していく必要があります。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	・継続して無作為に抽出した事業者1,000社に対する意識調査を実施しました。調査の結果、回答数は367件、回答率は36.7%でした。省エネを実践していると回答した事業者の割合は、64.1%でした(資料編43ページ図1参照)。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・回答数・省エネを実践していると回答した事業者の割合は元年度を上回りました。 ・日常業務で実施している環境配慮行動や省エネ機器・設備の導入状況を把握することができ、調査結果を市ホームページに公表しました(資料編48ページ図4、50ページ図5参照)。	C
課題 ・引き続き、事業者の省エネ機器・設備の導入が進むよう省エネ機器のメリットを環境面に加えコスト面からもメリットがあることを分かりやすくまとめた情報を提供する必要があります。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	・市内事業者1,000社を対象とした意識調査の結果を分析し、今後の意識啓発の取り組みの参考とします。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

Ⅱ-3:エコ事業者認定制度の導入検討

■施策の概要

・事業者の地球温暖化対策を進めるため、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組む事業者を「ちがさきエコネット(※)」内において「エコ事業者(※)」と認定する制度の導入を検討します。
 ・「エコ事業者」の登録数を増やすことを目指します。
 ・「エコ事業者」の取り組み内容を公表することにより、その他の事業者への情報提供とエコ事業者認定取得への動機付けを図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	エコ事業者認定制度の構築	運用開始 (27年度)	制度の運用・改善	
	エコ事業者認定制度の認定数	700件 (令和2年度)	制度の普及及び認定作業、実績データの把握	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」で、「ちがさきエコネット」の周知を図りました。また、「ちがさきエコネットを知っていますか」という設問に対する回答として、「知らない」という回答が72.6%となり、事業者に対して、周知が不足していることが分かりました。
課題	・「意識調査」で、「エコネットを見たことはあるが登録をしていない」「知っているが見たことがない」と回答した事業者に、「登録をしていない理由又は見なかった理由」について聞いたところ、回答として最も多かったものは、「登録したことで省エネにつながらない、メリット・必要性を感じない」となりました。この結果から、事業者にエコネットのメリットを伝え切れていないことが課題であることが分かりました。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	・エコ事業者の認定事業者を増やすため、「環境活動パネル展」や商工会議所等でのチラシ配架や、「ちがさきエコネット」や市ツイッター等での周知、様々な媒体・機会を捉え、登録を呼びかけました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・様々な周知活動を実施し、「エコ事業者」への登録を呼びかけました。 ・「ちがさきエコネット」内で新たに広告バナーを設け、事業者のCSR活動の一環として活用いただけるよう新たな取り組みを開始しました。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
課題 ・引き続き、あらゆる手法、機会を捉えてサイトを周知し、多くの「エコ事業者」を得ていくための普及活動が必要です。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	・「エコ事業者認定制度」の周知のため、庁内関係課と連携し、周知を図り登録を呼びかけていきます。 ・環境活動を実施する事業者の課題(資料編52ページ図6参照)の解消に繋がるようサイトを改修していきます。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

イ 優先的に取り組む施策Ⅱに対する環境審議会指摘事項

■令和2年度の環境審議会指摘事項と市の対応

環境審議会指摘事項

事業者の温暖化対策の取り組み状況が、良く把握されていると思われる。今後も、事業者の温暖化対策の取り組み状況は、把握を続けてほしい。事業者への働きかけでは、既存のネットワークを用いた連携を意識し、施策展開が図られている。市として実行可能な取り組みを着実に行ったことを評価する。

本市におけるCO₂排出量の割合が大きいのは、製造業等の「産業部門」であり、業種として85.6%の排出割合を占める第3次産業「民生業務部門」は、これから、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響を受けることが予想される。そこで、とくに「民生業務部門」に対しては、省エネ機器導入の経済的メリット、具体的な費用対効果など、地球温暖化対策に関する情報提供を解りやすく伝えることが喫緊の課題である。そして、グリーンリカバリー及び今後の経済回復と温暖化対策の両立へのチャンスとすべく、事業者への支援策を早急に検討し、取り組みに反映することが望まれる。

また、調査により、省エネ診断を今後実施したいという事業者が39%あることも判明している。しっかりとフォローして、省エネ診断の実施につなげてほしい。



指摘事項に対する市の対応

令和3年度中に対応・実施しているもの

- ・引き続き、商工会議所・庁内関係課と連携し、「エコ事業者(※)認定制度」を周知していきます。
- ・事業者に「ちがさきエコネット(※)」のメリットを理解してもらうため、有益となるようサイトの改修を行います。

■令和3年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

コロナ禍において、報告書のように情報発信が実施されている点は評価できる。また、次の2点は「ある程度評価できる」項目である。①コロナ禍でクールチョイス、エコネットの情報発信が行われたこと。②事業者のアンケート結果も、省エネの実践割合がわずかに増加していること。

課題は、エコ事業者へのメリットがわかりにくく、目標である700事業者の参加に届かない点である。至急の検討を要する。また、エコネットでも、エコ事業者の紹介ページへのアクセス、エコ事業者の仕組みが分かりにくい。

本項目については、以下の点、改善・議論を求める。①アンケート結果を分析し活用して、PDCAサイクルを回す。②エコ事業者をもっとアピールし、参加の利点を明確にするなど、アクセスしやすいエコネットの構成、充実したページ構成とする(ファミリー向けと別立てにする等も一例)。③中小規模事業者へ環境家計簿のようなものを用意する。

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】




ア 令和2年度の施策の実施状況

Ⅲ-1:住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

■施策の概要

・住宅への高効率給湯器やコージェネレーションシステム(※)等の省エネルギー機器、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備設置に対する補助を継続します。
 ・事業者に対しては、「茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金」を活用した設置導入支援や導入誘導方策を検討します。
 ・公共施設では、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置を進めるとともに、学校等での環境教育への活用を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
省エネルギー機器の導入補助	意識調査において、省エネルギー機器を設置した市民、事業者数の割合	設置者数の増減比の把握	設置者の増減比の把握、補助金制度のPR、補助金交付事務	
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	太陽光発電設備普及啓発基金活用の仕組みづくり	制度導入(26年度)	積立、寄付金の募集・受付 太陽光発電設備設置補助	
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置状況	23施設(令和2年度)	機器・設備の設置 環境教育での活用	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」を予定どおり行い、市民・事業者の省エネルギー機器設置者の増減を把握し、結果を市ホームページに公表しました。 ・太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始するため、補助制度要綱を整備しました。 ・公共施設においてLED照明(※)の導入など、省エネ機器を積極的に導入しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業を開始し、太陽光発電設備の設置を推進していく必要があります。 ・公共施設に導入した太陽光発電設備については、メンテナンスが十分に行き届いていないことや老朽化による故障が発生していることが課題です。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー機器の導入補助	・令和元年度及び平成30年度の省エネ機器等の導入状況及び導入予定がない理由を把握するため、市民2,000名及び事業者1,000社を対象に意識調査を実施しました。	環境政策課
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始し、募集要項を作成するとともに様々な周知活動を実施しましたが申請はありませんでした。 ・元町ケアセンターの太陽光発電設備の修繕に基金を活用するとともに、表示モニターを設置し、利用者の意識啓発に活用しています。 ・市民・事業者に協力いただき、基金へ積み立てを行いました。令和2年度の積立額は776,924円、取り崩し額は2,475,000円となり、令和2年度末時点の累計積立額は11,769,412円となりました(資料編53ページ表2参照)。 	環境政策課

施策	取り組み結果	担当課
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「市営小和田住宅外複合住宅」に太陽光発電設備(10kW)を導入しました。 ・令和2年度末時点で公共施設23箇所在省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備を設置し、設置によるCO₂削減効果は約8,504t-CO₂となっています。(内訳:太陽光発電17箇所で75t-CO₂、太陽熱利用3箇所で約8t-CO₂、コージェネレーション2箇所で約247t-CO₂及び廃棄物発電1箇所で8,173t-CO₂) 	各施設所管課 (環境政策課)

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の省エネルギー機器の導入状況を把握し、機器・設備ごとに導入できない理由を把握しました。 ・基金の活用促進に向け、募集要項の啓発活動の項目をリニューアルするとともに、基金を活用して設置した設備の修繕にも活用できるよう要綱を改正しました。 ・新たな公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、発電が停止していた設備を修繕しました。 	B
課題 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民・事業者の省エネルギー機器の導入が進むよう、機器の省エネ効果などを分かりやすく伝える工夫が必要です。 ・省エネルギー・再生可能エネルギー設備を設置・更新する公共施設については、コストを勘案した設備の導入を推進することが必要です。 	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー機器の導入補助	・省エネルギー機器の導入促進に向け、省エネルギー機器の導入に関する情報を分かりやすく提供します。	環境政策課
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	・引き続き、茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業について、活用しやすいよう補助対象の内容を検討します。	環境政策課
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	・施設の建築や設備の更新にあたっては、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備等の導入を推進し、エネルギー効率の向上や環境負荷の低減を図ります。	各施設所管課 (環境政策課)

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

Ⅲ-2: 電気自動車の導入推進

■施策の概要

- ・電気自動車の普及のため、電気自動車の購入費に対する助成を継続して行います。
- ・市民、事業者への普及啓発のため、電気自動車を率先して導入します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
電気自動車の導入 推進	電気自動車の購入補助件数	50台/年 (令和2年度)	電気自動車の導入補助	
	公用車における電気自動車 の所有割合	3%以上 (令和2年度)	公用車への電気自動車の導 入	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車購入費補助金の平成29年度末時点の累計補助件数は132件でした。 ・「ちがさき環境フェア(※)」など各種イベントで電気自動車の周知を実施しました。 ・公用車における電気自動車の所有割合は1.13%(令和元年度末の公用車数265台のうち3台)となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の利用について、防災面のメリットを併せて周知することが必要です。また、電気自動車の導入を推進するための情報提供や支援策を検討する必要があります。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
電気自動車の導入 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及推進の一環として、茅ヶ崎第1駐車場に設置している急速充電器及び普通充電器、第2駐車場に設置している急速充電器を無料で開放しています。 ・イオン茅ヶ崎中央店において「COOL CHOICE展」を開催し、電気自動車の性能や利便性をパネルで紹介しました。 ・公用車における電気自動車の所有割合は1.17%(令和2年度末の公用車数256台のうち3台)となっています。 	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
<p>・コロナ禍で電気自動車の魅力が体験できるイベントの実施が困難である中、電気自動車の魅力やその仕組みをパネル展示やチラシの配架、市ホームページ等で紹介しました。</p>	<p>D</p>
課題	<p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能</p>
<p>・電気自動車の導入を推進するため、自動車としての機能だけでなく災害時には蓄電池として活用できることのPRを行っていく必要があります。</p>	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
<p>電気自動車の導入推進</p>	<p>・公用車の買い替えの際に、電気自動車の導入を進めていきます。 ・引き続き、マンションなど大規模土地利用が行われる際には、電気自動車の充電器の設置や電気自動車によるカーシェアリングのサービスを検討するよう事業者へ助言していきます。</p>	<p>環境政策課</p>


【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

Ⅲ-3：地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

■施策の概要

・再生可能エネルギーを利用した自家発電設備で発電された電気や環境価値(※)を地域で利用する仕組みの構築を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)
				2
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入時期	制度導入(26年度)	利用者の募集、運用、改善	

■令和元年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと連携しながら取り組んだ「茅ヶ崎おひさまクレジット(※)事業」では、保有クレジット72t-CO ₂ のうち13t-CO ₂ を事業者に活用していただきました。
課題	・国のJ-クレジット事業に参加している「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」は、プロジェクトの認証対象期間が令和2年度で終了するため、その後の事業展開が課題となっています。

■令和2年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと協力して、「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」を実施し、(株)オーテックジャパンに保有しているクレジット全量を売却することができました。また、参加者に売却益を還元することができました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・(株)オーテックジャパンにクレジットの全量を活用いただきました(事業活動に伴い排出された二酸化炭素の一部のオフセット)。また、地元地域の環境改善を通じた活用事例は市ホームページ等に掲載し、広く周知しました。	C
課題 ・国のJ-クレジット事業に参加している茅ヶ崎おひさまクレジットは、プロジェクトの認証対象期間が令和2年度で終了するため、太陽光発電を推進するための啓発が課題となっています。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	・引き続き、家庭・事業者における再生可能エネルギー機器の導入支援として、効果的な情報発信を行います。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

イ 優先的に取り組む施策Ⅲに対する環境審議会指摘事項

■令和2年度の環境審議会指摘事項と市の対応

環境審議会指摘事項

中央公園管理棟への太陽光発電設備(5.6kW)の導入や、公共施設22箇所に省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備を設置し、約8,382t-CO₂のCO₂排出削減効果が得られていることや、公共施設への太陽光設備導入のほか、民間における大規模開発地がある際、様々な省エネの取り組みや再エネの導入に向けた助言や要請をしていることは、脱炭素社会を目指すうえで重要であり評価する。

一方で、アンケート調査より、賃貸住宅での省エネ設備の導入が進んでいないことが読み取れる。既存建物におけるCO₂改修支援事業(環境省)を紹介するなど、国や関係機関と連携し、省エネ機器・設備の導入に向けた障壁を取り除くことを検討すべきである。太陽光発電設備普及啓発基金の活用事業については、例年同様、活用実績がない。基金設置時から期間が経過し、太陽光に限定せず、脱炭素に向けた意味のある活用方法を早急に検討し、実施すべきである。

また、経済産業省は、「2030年代半ばに、乗用車の新車販売で電動車100%実現を目指す」ことを発表している。それに呼応すべく、市内の急速充電設備の設置・充実化といった対応策に早急に取り組むなど、交通施策と連動した温暖化対策のさらなる充実も目指してほしい。



指摘事項に対する市の対応

令和3年度中に対応・実施しているもの

- ・国や県の補助制度や省エネルギー機器・再生可能エネルギー機器の情報を分かりやすく提供します。
- ・公用車の買い替えの際に電気自動車を導入します。
- ・地域で発電した電力を地域で活用する自己託送制度の運用について、継続して調査研究を行っていきます。

■令和3年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

太陽光発電設備(10kW以下)の導入件数が増加しており、目標を達成している。電気自動車の普及推進の一環として、急速充電器開放など公共施設への設置も努力している。これらが予定通り進められていることを評価したい。

他方で、電気自動車購入件数が増えていない。積極的な支援が必要と考えられる。県や国とも足並みをそろえ、導入をさらに促すべきである。公用車への電気自動車の導入も進んでいない。重点施策Ⅲは、市域の生活全般に影響があるものが含まれており、市として早めに対策案を作り、対応すべきである。

本項目については、以下の点、改善・議論を求める。①電気自動車用充電器の設置では、再生可能エネルギーを利用するなど工夫の余地がある。②太陽光普及啓発では、充実した支援内容とするため、市の施策を国や県の施策とリンクさせる必要がある。併せて、太陽光パネルの適切な廃棄対策を検討すべきである。③電気自動車普及は運輸部門の排出量にも影響があり、将来的には評価方法を見直す必要がある。④目標設定、評価、計算の仕組み等を整理し、意味ある報告を続ける。

(5) その他施策の実施状況について

ア 令和2年度の施策の実施状況

施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

施策の方針 1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネエコライフの促進【環境政策課】

- 家庭での省エネルギー化を図るため、電気使用量の多い夏場(7月から9月)と冬場(12月から2月)に前年より電気使用量を減らすことにチャレンジする「省エネコンテスト」を実施し、夏は63世帯、冬は14世帯が参加、そのCO₂削減量は合計で約1,715 kg-CO₂となりました。CO₂削減量は気候や家族構成の変化等により必ずしも参加世帯数には比例しませんが、今後も参加世帯数を増やし、家庭における省エネの取り組みを促進します。



省エネコンテスト実施結果

年度	参加世帯数 (世帯)	電力削減量 (kWh)	削減率1位 (%)	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 削減量(参考) (kg-CO ₂)
平成29夏	30	3,680	26.6	1,413	1,748
平成29冬	8	680	22.0	261	323
平成30夏	14	1,475	29.4	566	690
令和元 夏	53	4,443	52.5	1,706	2,030
令和元 冬	36	454	24.9	174	207
令和2 夏	63	2,847	33.5	1,093	1,273
令和2 冬	14	1,619	45.5	622	724

CO₂削減量は、平成21年度(0.384kg-CO₂/kWh)の排出係数を用いて算出した。

CO₂削減量(参考)は、p43の表1に記載している排出係数を用いて算出した。

省エネルギー機器の利用・導入促進【環境政策課】

- ・コージェネレーションシステム(※)の設置にかかる補助事業は平成28年度をもって終了しました。
- ・補助事業を開始した平成24年度から28年度までの累計の設置件数は400件となり、そのCO₂削減効果は約532t-CO₂となっています。

【CO₂削減効果】台数×1,330 kg-CO₂ (一般社団法人燃料電池普及促進協会 HP より)

施策の方針 1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネルギー機器の導入促進【産業振興課】

- ・令和2年度に商店会の街灯をLED化した商店街はありませんでした(市内商店会のLED化率は68.8%(全16団体の内11団体)、街灯のLED普及率は64.7%)。

環境に配慮した農業・漁業の促進【農業水産課】

- ・援農ボランティア(※)のあっせんの取組により、令和2年度は新たに27件の新規あっせんが成立しました。

また、制度登録者数に関し、受入農家3名、登録者19名の増加がありました。



援農ボランティアの様子

大規模土地利用行為の届出に対する助言指導【環境政策課】

- ・面積が5,000平方メートル以上の都市計画法に基づく開発行為等の届出(令和2年度7件)があった際、開発目的により市から、LED照明(※)、人感センサー等の省エネルギー機器、太陽光発電の導入、電気自動車の充電設備の設置及び電気自動車のカーシェアリングについて助言指導しました。

施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援

施策の方針 2.1 太陽光発電設備の導入支援や普及のための仕組みの構築

太陽光発電設備・太陽熱利用設備（※）の導入支援【環境政策課】

・太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。これまでの太陽光発電設備設置費補助事業（戸建て）の実績は下表のとおりです。

太陽光発電設備設置費補助金実績

年度 (平成)	補助件数 (件)	設置設備の 出力合計(kW)	CO ₂ 削減効果 (t-CO ₂ /年)	新築・既築の内訳	
				新築 (件)	既築 (件)
21	134	449.38	172.56	61	73
22	258	928.66	356.61	79	179
23	368	1,347.59	517.47	102	266
24	417	1,616.27	620.65	104	313
25	337	1,345.76	516.77	114	223
26	228	972.10	373.29	88	140
27	187	867.32	333.05	69	118
28	55	262.71	100.88	25	30
累計	1,984	7,789.79	2,991.28	642	1,342

【CO₂削減効果】太陽光発電設備 1 kW 当たりの年間発電量を 1,000 kWh と想定して算出
(新エネルギー財団による統計調査)

- ・資源エネルギー庁が公表している固定価格買取制度（※）の設備導入状況によると、本市における太陽光発電設備（10kW 未満）の固定価格買取制度開始後の導入件数（累計）は令和 2 年 3 月末時点で 2,382 件、令和 3 年 3 月末時点で 2,623 件となっており、増加していることが伺えます。なお、移行認定分を含めた太陽光発電設備の導入容量は令和 3 年 3 月末時点で 22,266kW（令和 2 年 3 月 20,961kW）となっています。
- ・家庭用太陽熱利用設備設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。補助事業を開始した平成 24 年度から 28 年度までの累計の設置件数は 7 件となっています。

施策の方針 2.2 その他再生可能エネルギーの導入推進の検討

その他再生可能エネルギーの導入推進の検討【環境事業センター】

- ・ごみ焼却施設で発生した蒸気を利用し、最大 3,000kW 発電することで環境事業センターの電力を賄うとともに、余剰電力は売電しました。令和 2 年度は 21,285,028kWh 発電し、そのうち売電した電力は 13,201,611kWh、売電額は 149,373,334 円（売電単価は入札により決定）でした。発生した熱エネルギーは、環境事業センター内の給湯や冷暖房のほか、茅ヶ崎市温水プールでも利用しています。

環境事業センターによる発電実績

年度	発電量	センター内消費量	売電量	売電金額	CO ₂ 削減量(★)
30	20,921,642 kWh	8,198,976 kWh	12,722,666 kWh	149,038,656 円	8,034 t-CO ₂
元	20,950,815 kWh	8,110,750 kWh	12,840,065 kWh	152,377,616 円	8,045 t-CO ₂
2	21,285,028 kWh	8,083,417 kWh	13,201,611 kWh	149,373,334 円	8,173 t-CO ₂

(★)【CO₂削減量】発電量×CO₂排出係数(0.384kg-CO₂/kWh)

- ・区域施策編では、バイオマス発電に分類される環境事業センターでの発電量をエネルギー供給による CO₂削減効果として計上しています。一方で事務事業編では、市施設での省エネ効果の観点からセンター内で消費した発電量を CO₂削減効果として計上しています。
- ・CO₂排出係数に関しては、区域施策編では 0.384kg-CO₂/kWh（平成 21 年度の排出係数）を使用し、事務事業編では 0.561kg-CO₂/kWh（平成 22 年度の排出係数）を使用しています。それぞれ基準年度及び排出係数が異なるため、CO₂削減効果も異なります。

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

施策の方針3.1 低炭素型都市システムの構築

市民・利用者に使いやすい交通システムの推進【都市政策課】

・コミュニティバスの利用促進のため、需要に見合ったダイヤへの改正を令和3年2月に実施するとともに、停留所の修繕を行い、乗合交通の利用しやすい環境づくりを行いました。



自転車の利用促進【都市政策課】

・サイクルアンドバスライド事業における既存施設の適正管理（見回り、放置自転車撤去等）を行いました。



鶴嶺小学校前の
サイクルアンドバスライド

施策の方針3.2 みどりの保全・再生・創出

みどりの保全【景観みどり課】

- ・保存樹林(※)について、28件の助成を行いました。
- ・保存樹木(※)について、19件の助成を行いました。



保存樹木(円蔵地内)

みどりの再生・創出【景観みどり課・公園緑地課】

- ・提案型民間活用制度を活用し、公園にある樹木や街路樹について、一括した植栽管理を実施しました。
- ・みどりのまちなみ推進補助制度(※)を令和元年度から運用し、2件を助成しました。
- ・グリーンバンク制度(※)を継続的に実施していますが、令和2年度は配布引き取りとも0件でした。

施策の方針3.3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の推進【環境政策課】

- ・節電意識の向上や省エネに一定の効果がある、「みどりのカーテン(※)」用のゴーヤ苗を、ちがさきエコネット(※)上の申込フォームからの申込者に1世帯3株ずつ152世帯に配布しました。また、電話や窓口での申込者に対しては1世帯2株ずつ62世帯に配布しました。
- ・配布世帯を対象としたアンケートでは、「室温上昇の抑制を実感できた」と回答した世帯が56.2%、「温暖化対策への意識の変化があった」と回答した世帯が84.8%となり、前年度を上回り、「みどりのカーテン」が省エネへの意識につながっていることが伺えます。
- ・新たな取り組みとして、「ちがさきエコネット」のエコひろば(※)の機能を活用した「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」を実施し、12世帯から写真の投稿をいただきました。



キャンペーンに
投稿された写真

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

施策の方針 4.1 4Rの推進

リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進【資源循環課】

- ・啓発用チラシを窓口で配布、レジ袋の有料化に合わせ、デジタルサイネージ等を活用して、レジ袋削減・マイバッグ持参の啓発を実施しました。



デジタルサイネージでの啓発

リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進【資源循環課】

- ・生ごみ処理容器(コンポスト(※))のあっせん 68 台、家庭用電動式生ごみ処理機(※)の購入補助 45 件を行いました。
- ・小学校 5 校でごみの分別に関する出前講座等を実施しました。
- ・デジタルサイネージや市ホームページを活用して、ごみ減量・リサイクル推進店の PR の実施及び拡大を図りました。



リサル君

ごみ減量・リサイクル推進店
マスコットキャラクター

リユース（繰り返し使う）の推進【環境政策課・資源循環課・環境事業センター】

- ・ちがさき環境フェア(※)での梅田小学校運営委員の児童による古本回収プロジェクト(FKP)、不用品回収イベント、リユース食器の活用については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できませんでしたが、小学校 5 校で出前授業を実施しました。



出前授業

リサイクル（資源として再生利用する）の推進【環境政策課・資源循環課・環境事業センター】

- ・使用済み小型家電の回収ボックスを市役所や公民館、イオンなどに設置し、回収を継続して実施しました。
- ・民間事業者と協定を締結し宅急便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施しました。
- ・家庭ごみの有料化について、令和 3 年 4 月からの導入に向け、事業スキームを決定し、各種広報媒体を活用して、周知を行いました。
- ・インクジェットプリンタ用の使用済みインクカートリッジをリサイクルする「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市役所本庁舎など 3 箇所で行い、約 24.26kg を回収しました。
- ・茅ヶ崎市商店会連合会の事業に協力し、学校のベルマーク運動に貢献するため、使用済みインクカートリッジを約 41kg を回収しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校への配布は見送りました。



インクカートリッジ
回収箱

施策の方針 4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・多量排出事業者(年間約 60t 以上)の 22 社より減量化計画書を提出していただきました。

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

施策の方針 5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

環境に関するイベント・講座の実施【環境政策課】

- ・「ちがさきエコネット(※)」の運用を継続し、令和2年度末までに「ちがさきエコファミリー(※)」の参加世帯数は596世帯、「エコ事業者(※)」の登録事業者数は16社となりました。
- ・大人から子どもまで楽しみながら未来の暮らしと地球環境のために自分でできることを発見できるイベント、「ちがさき環境フェア(※)」を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、「環境活動パネル展」及び「COOL CHOICE 展」を開催しました。

事業名	環境活動パネル展	COOL CHOICE 展
日時・会場	10月19日～22日 茅ヶ崎市役所本庁舎1階 10月24日 イオン茅ヶ崎中央店	12月12日 イオン茅ヶ崎中央店
参加者	約150人	約200人
内容	・市民活動団体の展示、市内小学校の環境に関する壁新聞の展示、スクールエコアクション(※)動画上映	・COOL CHOICEに関するパネル展示、クイズラリー等

- ・湘南エコウェーブ(※)の事業として実施していた環境に関するエネルギー関連施設の見学会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

環境教育の実施【環境政策課・学校教育指導課】

- ・スクールエコアクションの一環として、「環境活動パネル展」で小和田小学校の児童が日頃の環境活動を発表し、活動の様子を学校外へ発信しました。また、小学校が作成した環境に関する作品の掲示を行いました。
- ・学校での環境学習の支援として市役所の職員が市内小中学校で出前授業や授業の支援を実施しました。また、学校教員への総合学習の支援として、教員向けの環境情報を記載した「環境学習 News」を3回発行しました。

実施内容	取り組み結果	担当課
ごみの分別	小学校5校	資源循環課
副読本「パッカー君のごみ探検」の作製配布	小学4年生に配布	資源循環課
自然観察会への支援	中学校2校	景観みどり課

施策の方針 5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【環境政策課】

- ・住宅に設置した太陽光発電設備によって発電した電力のうち、自宅で使用した電力の環境価値(※)を取りまとめ、市内企業等のカーボン・オフセット(※)として活用いただく「茅ヶ崎おひさまクレジット(※)」事業を継続して実施し、(株)オーテックジャパンに全量を売却することができました。
- ・地元事業者が実施した環境改善の取り組みは、市ホームページ等で広く周知しています。



茅ヶ崎おひさまクレジット
ロゴマーク

イ その他施策の実施状況に対する環境審議会指摘事項

■令和2年度の環境審議会指摘事項と市の対応

環境審議会指摘事項

温暖化対策に資する様々な取り組みが、関係課との連携・協力により取り組まれており、「まち」としての温暖化対策が多面的に実施されている。市が進める低炭素まちづくりの推進に関しては、コミュニティバスやサイクルアンドバスライドなどの例年の取り組みに加え、令和元年度から、地域住民主体による「お出かけワゴン」の実施・運行が開始されている。少子高齢化が進む本市の、市民に寄り添った取り組みとして高く評価できる。また、市の様々な業務に関係がある「気候変動」をテーマとした研修を実施し、多くの関係課と知見・対応を共有する取り組みを開始したことも多としたい。

廃棄物処理に関しては、廃プラスチックの割合が25.2%(平成30年度)から18.2%(令和元年度)に低下している。また、令和元年度のCO₂排出量は前年度に比して減少している。このように廃プラスチックの焼却時のCO₂排出量が減少したのは、市と市民の連携によるごみの分別の好ましい成果といえる。

一方で、ごみ焼却処理時の発電については、さらなるCO₂削減を目指すための情報提供のありかたも重要である。たとえば、ごみ焼却発電の実質的なCO₂削減量に関して、カーボンニュートラルの観点から削減量を計算して提示するなど、表現方法を検討すべきである。

今後も引き続き、社会状況を捉えながら、施策メニューの点検と見直しを繰り返していくことになると思われ、時代にあう柔軟な施策を実行してほしい。



指摘事項に対する市の対応

令和3年度中に対応・実施しているもの

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、集客型の啓発事業は少なくなっていますが、オンライン講座の実施や動画の配信など、新しい生活様式に合わせた取り組みを実施します。

まちづくりの分野においては「低炭素まちづくり計画」を含め、引き続き庁内連携に努めてまいります。

■令和3年度の環境審議会指摘事項

施策の実施状況に対する審議会指摘事項

ごみ焼却施設で、余剰電力の活用を継続している点は評価できる。ただし、カーボンニュートラルに貢献できる技術を将来の導入に向けて検討していくべきである。また、省エネコンテストの継続も重要である。とくに、家庭で取り組みやすい、採用しやすい方法を広める効果がある。削減効果を数値で明確に示すことができればさらに望ましい。そして、大規模土地利用行為の届出があった開発者・事業者が、「LED照明や人感センサー等の比較的導入しやすい省エネルギー機器の前向きに導入する」等の回答が多かった点も評価できる。

本項目については、以下の点、改善・議論を求める。①せっかくなささまざまな調査を行っているの、それらの結果をもっと有効活用し、対策や取り組みの積極的な改良につなげる。②ごみ有料化、交通マナーの向上といった内容も含め、調べた内容を意味ある情報に変え、さらには定性的な評価につなげる。③複数の施策が同時進行する仕組みゆえ、庁内各課が相互に連携して課題に対応する。